様式第１号（告示第４の１、２、３関係）

年月日

製造特定活動計画認定申請書

経済産業大臣　殿

所在地

名 称

代表者の氏名 　　　　　㊞

製造業外国従業員受入事業に関する告示（以下、告示）第４の１の規定に基づき、製造特定活動計画を別紙のとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当社は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、製造特定活動計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

様式第１号　別紙

製造特定活動計画

第１　特定外国従業員受入企業になろうとする者に関する事項

１　基本的事項

（１）商号

（２）代表者氏名

（３）主たる営業所の所在地

【添付書類①】特定外国従業員受入企業になろうとする者の登記事項証明書

２　外国人の受入れ又は就労に係る不正行為等の状況等に関する事項

（１）過去の外国人の受入れ又は就労に係る状況

　　当社は、以下に掲げる事項について、いずれにも適合することを宣誓する。

①過去５年間に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

②過去５年間に告示別表に掲げる不正行為を行ったことがないこと。

③特定外国従業員に従事させる業務に従事する労働者を過去３年以内において、１月以内の期間に30人以上を非自発的に離職させていないこと。

④告示第７の規定により製造特定活動計画の認定を取り消された場合、当該取消しの日から起算して５年を経過していること。

⑤過去５年間に認定を受けた製造特定活動計画に反する重大な事実が生じていないこと。

（２）労働関係法令及び社会保険関係法令の遵守に関する事項

当社は、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していることを宣誓する。

（３）労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置に関する事項

３　過去の製造業外国従業員受入事業の実施の有無

（１）実施の有無　（　有　・　無　）

（（１）が有の場合）

（２）製造特定活動計画の認定番号

第２　製造業外国従業員受入事業に関する事項

１　特定外国従業員受入企業になろうとする者が行う事業の全体像における当該企業の海外生産拠点の経営戦略上の位置付け及び当該海外生産拠点において実施する事業の内容

別紙１に記載。

【添付書類②】特定外国従業員受入企業になろうとする者の海外生産拠点において実施する事業の内容が確認できる書類

２　当該海外生産拠点と製造業外国従業員受入事業との関係

別紙１に記載。

【添付書類③】（必要に応じて）その他、特定外国従業員受入企業になろうとする者の海外生産拠点に関する内容が告示第３に規定する趣旨に合致すると判断するために必要と認められる書類

第３　特定外国従業員になろうとする者に関する事項

１　氏名

別紙２に記載。

【添付書類④】特定外国従業員受入企業になろうとする者が、特定外国従業員になろうとする者と締結することを予定している雇用契約書及び雇用条件書の写し又はそれに準ずる書類

２　特定外国従業員になろうとする者が勤務する、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所に関する事項

（１）事業所の名称

（２）代表者氏名

（３）所在地

（４）連絡先（電話番号）

（５）設立年月日

（６）業種及び主要製品名

（７）資本金

（８）売上げ（直近年度）

（９）常勤職員数

（１０）特定外国従業員受入企業になろうとする者との関係に関する事項

（１）～（１０）別紙２に記載。

【添付書類⑤】特定外国従業員受入企業になろうとする者と当該企業の外国にある事業所との資本関係等が確認できる書類

【添付書類⑥】特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所の概要を明らかにする書類

【添付書類⑦】（必要に応じて）企業買収の事実が確認できる書類

３　製造特定活動に従事しようとする場所及び期間

（１）特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所の名称

（２）当該事業所の所在地及び連絡先

（３）当該事業所の雇用保険適用事業場番号

（４）特定外国従業員になろうとする者の受入期間

（１）～（４）別紙２に記載。

【添付書類⑧】（特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所が特定外国従業員受入企業になろうとする者の子会社である場合）特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所と特定外国従業員受入企業になろうとする者との資本関係等が確認できる書類

４　特定の専門技術の移転の必要性、特定の専門技術の内容及び従事させる業務の内容（特定外国従業員が外国にある事業所で従事していた職務及び製造特定活動終了後に予定されている業務の内容を含む。）

（１）特定の専門技術の移転の必要性

（２）特定の専門技術及び業務の内容

（１）及び（２）別紙２に記載。

【添付書類⑨】特定外国従業員になろうとする者ごとの業務計画

５　特定外国従業員になろうとする者への報酬予定額

（１）特定外国従業員になろうとする者への報酬予定額（月額）

（２）特定外国従業員になろうとする者への報酬の支払方法

（１）及び（２）別紙２に記載。

【添付書類⑩】本邦の事業所において同等の技能を有する日本人の報酬額が確認できる書類

６　特定外国従業員になろうとする者の、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所における勤務年数（企業買収が行われた場合は企業買収前からの勤務年数）

別紙２に記載。

【添付書類⑪】特定外国従業員になろうとする者の勤務年数が確認できる書類

第４　製造業外国従業員受入事業の適正な実施に関する事項

１　特定外国従業員になろうとする者の適正な監理を実施するための体制等に関する事項

別紙３に記載。

【添付書類⑫】特定外国従業員になろうとする者を受け入れる事業所ごとの常勤職員数を明らかにする書類

２　特定外国従業員になろうとする者の就労状況の確認に関する事項

３　在留中の住居の確保に関する事項

４　生活指導員の任命に関する事項

（１）職 名

（２）氏 名

（３）指導員１人あたりの指導予定人数　　　人

（４）当該者を生活指導員として任命することが適当である根拠及び指導員１人あたりの指導予定人数が適切である根拠

５　報酬を担保する財産的基盤に関する事項

（１）売上高　　　　　　　　　円

（２）経常損益　　　　　　　　円

（３）当期純損益　　　　　　　円

【添付書類⑬】特定外国従業員受入企業になろうとする者の直近の損益計算書及び貸借対照表

６　特定外国従業員になろうとする者との面談及び当該者からの生活、労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）に関する事項

７　特定外国従業員になろうとする者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

帰国旅費及びその他の帰国担保措置については、当社が負担することを宣誓する。

８　就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

　当社は、特定外国従業員の就労が不可能となった場合、特定外国従業員が所属していた外国にある事業者へ帰任させることを宣誓する。

９　特定外国従業員になろうとする者との意思の疎通の方法及び適切な配慮に関する事項

（１）意思の疎通の方法

（２）適切な配慮に関する事項

１０　特定外国従業員になろうとする者等からの保証金の徴収等の契約の締結及び製造特定活動終了（帰国）後の特定外国従業員の雇用に関する事項

当社は、以下に掲げる事項について、いずれにも適合することを宣誓する。

（１）特定外国従業員になろうとする者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の製造特定活動に関連して、当社の外国にある事業所又は他のいかなる機関からも保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

（２）特定外国従業員になろうとする者が、製造特定活動終了（帰国）後１年以内に、当社又はその外国にある事業所において、特段の事情があると認められる場合を除き解雇されないこと。

１１ 告示第６の１に規定する経済産業大臣の監査、告示第６の３に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置、告示第６の４に規定する経済産業大臣による必要な指示に対する適切な対応に関する事項

当社は、以下の（１）から（３）について適切に対応することを宣誓する。

（１）告示第６の１に規定する経済産業大臣の監査

（２）告示第６の３に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置

（３）告示第６の４に規定する経済産業大臣による必要な指示

様式第１号　別紙１（第２関係）

第２　製造業外国従業員受入事業に関する事項

１　特定外国従業員受入企業になろうとする者が行う事業の全体像における当該企業の海外生産拠点の経営戦略上の位置付け及び当該海外生産拠点において実施する事業の内容

２　当該海外生産拠点と製造業外国従業員受入事業との関係

様式第１号　別紙２（第３関係）

第３　特定外国従業員になろうとする者に関する事項



様式第１号　別紙３（第４の１関係）

製造業外国従業員受入事業に係る実施体制図

事業所名：

常勤職員数（下記の特定外国従業員の受入人数分を除く）：　　人

計画期間中の特定外国従業員の受入人数（本計画による申請人数と既存の認定計画による受入人数の和）：　　人

TEL：

１．責任者

役職：

氏名：

２．技術指導責任者

役職：

氏名：

*※複数名配置する場合はすべて記載すること*

３．生活指導員

役職：

氏名：

*※複数名配置する場合はすべて記載すること*

統括責任者

所属：

役職：

氏名：

TEL：

※受入事業所が複数ある場合には、左記と同様に記載すること。